

セグメント情報開示基準の現状と課題

— 日米会計基準と国際会計基準の比較をめぐって —

A Study of Segment Reporting Standards
— A Comparison of International Financial Accounting Standards
and U.S./Japan Financial Accounting Standards —

越 野 啓 一
Keiichi Koshino

〈目 次〉

- I. はじめに
- II. セグメント情報開示基準の比較
 1. 開示対象セグメントの種類
 2. 開示対象セグメントの識別方法
 3. 開示対象セグメントの位置づけ
 4. 開示対象セグメントの重要性判定基準
 5. 開示対象セグメントの財務情報
- III. セグメント情報を利用した財務分析上の課題
- IV. セグメント情報の開示状況
 1. 開示セグメントの定義
 2. 開示セグメントの数
 3. セグメント別財務情報の開示項目
- V. むすびにかえて

〈論文要旨〉

1997年、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準委員会（IASC）から、セグメント情報の開示に関して、従来の会計基準を抜本的に見直した新たな会計基準が相次いで公表され、それぞれ、1997年12月15日以後および1998年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から発効している。わが国では、1993年に連結財務諸表規則に盛り込まれたセグメント情報が、1997年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から全面的な開示が義務づけられるとともに、1999年4月1日以後開始する事業年度からは、有価証券報告書等の財務諸表以外の部分でも、より充実したセグメント情報の開示が要求されている。

これら3つの会計基準の目的は、企業経営の多角化・国際化の実態を財務諸表に適切に反映させることで共通しているが、その内容にはかなりの差異がみられる。本稿では、主として財務分析の視点から、目的適合性、信頼性、検証可能性および比較可能性といった会計情報の質的特徴に注

目しながら、これらの基準を比較検討した。その結果、今日のセグメント情報による財務分析では、企業間比較はもとより、同一企業内での期間比較においても新たな分析視角が求められることが確認された。

I. はじめに

セグメント情報とは、売上高や営業損益その他の財務情報を事業の種類別や地域別等に分別したものである。セグメント情報の目的は、企業経営の多角化・国際化の実態を財務諸表に適切に反映させることにある。わが国では、1988年、企業会計審議会より「セグメント情報の開示に関する意見書」ならびに「セグメント情報の開示基準」が公表された。同年、「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令」（1988年大蔵省令第41号）が公布され、1990年4月1日以後開始する事業年度から、事業の種類別および所在地別の売上高および営業損益ならびに海外売上高が、有価証券届出書および有価証券報告書（以下、有価証券報告書等と略称する）の添付書類としての連結情報の中に記載することが要求された

(同省令附則3,「企業内容等の開示に関する省令」第10条1項1号ホ,第2項)⁽¹⁾。これが,わが国の証券取引法に基づくセグメント情報開示制度の始まりである。

1991年4月1日以後開始する事業年度から,セグメント情報は,連結財務諸表とともに有価証券報告書等の本体に組み込まれた(1990年大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令等の一部改正」)。1993年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表からは,連結財務諸表の注記事項となり(1993年大蔵省令第23号「企業内容等の開示に関する省令等の一部を改正する省令」),会計監査の対象とされた(証券取引法第193条の2第1項)。このときから,1997年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表での全面開示に向けて,開示内容は段階的に拡充されてきた⁽²⁾。

1997年9月,企業会計審議会から「連結財務諸表の見直しに関する意見書」が公表され,わが国の証券取引法に基づくディスクロージャー制度を連結情報を中心とした制度へ転換するとともに,セグメント情報のより一層の充実をはかることが提言された。これを受けて,1999年3月30日付けで,関連省令等の改正・新設が行われ⁽³⁾,1999年4月1日以後開始する事業年度から連結情報を中心とした開示制度へと移行し,現在に至っている。

わが国では,現在,セグメント情報は,証券取引法により提出が求められる連結財務諸表および中間連結財務諸表の注記事項として開示が要求され,その作成方法と様式は,連結財務諸表規則(以下,連規と称する)(第15条の2)および同規則・記載様式(以下,連規様式と称する)ならびに中間連結財務諸表規則(第14条)および同規則・記載様式において規定されている。1995年,日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」(以下,会計手法と称する)は,これらの開示要件に基づく実務指針として今日も機能しているものとみられる。わが国ではさらに,企業内容等の開示に関する内閣府令(以下,内閣府令と称する)(8.15.18条)に基づき,有価証券届出書,有価証券報告書および半期報告書において,連結財務諸表以外の部分でもセグメント情報の開示が要求される⁽⁴⁾。

米国では,1960年代から,SECへ提出が義務付けられている各種書類や株主宛年次報告書の中で,事業の種類別や顧客に関する情報の開示が要求されてきた。1976年,米国財務会計基準審議会(以下,FASBと称する)から,財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告」(FASB[1976])(以下,FAS14号と称する)が公表された。1977年,SEC規則Regulation S-Kが新設され,SECへの提出書類や株主宛年次報告書の中で要求されるセグメント情報の作成に際して,FAS14号に従わせる方向で統

一化がはかられた。その後,FAS14号を部分的に改訂するための基準書が公表されたが,1997年6月には,それらを抜本的に改訂した財務会計基準書第131号「企業のセグメント別情報ならびに関連情報の開示」(FASB[1997])(以下,FAS131号と称する)が公表され,今日に至っている。

国際会計基準委員会(以下,IASCと称する)は,1981年,国際会計基準第14号「セグメント別財務情報の報告」(IASC[1981])を公表した。IASCは,1994年,同基準に形式的な改訂を施した改訂版(IASC[1994])(以下,旧IAS14号)を公表したが,1997年8月,旧IAS14号を抜本的に見直した国際会計基準第14号(1997年改訂版)「セグメント別報告」(IASC[1997])(以下,IAS14号と称する)を公表し,現在に至っている。

IAS14号とFAS131号は,いずれも営利目的の公開企業の完全な一組の年次および中間財務諸表に対して適用される(IAS14号13項,FAS131号19.115.116項)。また,これらの基準は,個別財務諸表にも適用され,連結財務諸表と個別財務諸表の双方が提出される場合には,連結財務諸表だけに適用される。わが国では,個別財務諸表においてセグメント情報の開示は要求されない。

今日,わが国の基準,IAS14号およびFAS131号の間にはかなりの隔たりがみられる。本稿では,主として財務分析の視点から,目的適合性,信頼性,検証可能性および比較可能性といった会計情報の質的特徴⁽⁵⁾に注目しながら,これらの基準を比較検討したいと思う。会計基準の国際的調和化が進展しつつある今日,IAS14号およびFAS131号は,わが国をはじめ諸外国のセグメント情報の開示基準や開示実務に対して,現在および将来にわたり重要な影響を及ぼすものと考えられる⁽⁶⁾。

II. セグメント情報開示基準の比較

1. 開示対象セグメントの種類

開示対象セグメントの定義には,同種・同系列の製品またはサービスに基づくもの(以下,事業系列別セグメントと称する)と,何らかの地域区分に基づくもの(以下,地域別セグメントと称する),そして顧客に基づくものなどがある。わが国(連規様式第一号・記載上の注意1,開示手法I1)の事業の種類別セグメント,FAS14号(10a.12項)の産業別セグメント,FAS131号(37項)の全社ベースでの製品およびサービスに関するセグメントおよびIAS14号(9項)のビジネス・セグメントは,事業系列別セグメントとみることができる。わが国(連規第15条の2,開示手法II1.Ⅲ)の所在地別セグメント,国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分,

FAS14号(31,34,36項)の国内事業と在外事業の区分、在外事業の地域区分、国内売上高と輸出売上高の区分および輸出売上高の地域区分、FAS131号(38項)の全社ベースでの本国と海外諸国全体および本国と海外の個々の国による区分、およびIAS14号(9,13項)の資産または顧客の所在地による地域区分は、地域別セグメントとみることができる。ここに資産の所在地とは、企業の製造施設またはサービス施設およびその他の資産の所在地を意味する。これに対して、FAS131号(10項)のオペレーティング・セグメントは、企業の内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別され、事業系列と地域のいずれか一方または双方の組み合わせに基づく場合やいずれにも基づかない場合もありうる。

わが国の所在地別セグメントは製品の製造元に基づく地域区分であり、国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分は製品の販売先に基づく地域区分を意味する。FAS14号の国内事業と在外事業の区分および在外事業の地域区分は、資産の所在地に基づく区分であり、輸出売上高は国内事業における海外の外部顧客への売上からの収益とみることができる。わが国の海外売上高には、国内事業とともに在外事業における海外の外部顧客への売上からの収益も含まれると解される。この場合、在外子会社からわが国の外部顧客への売上高は、海外売上高には含まれない(会計手法・解説Ⅲ)。

FAS131号(38b,106項)では、全社ベースの地域別セグメント情報として、外部顧客からの収益を地域別に区分する際、資産の所在地と顧客(または市場)の所在地のいずれを基礎とするかについては、経営者の判断に委ねられる。IAS14号(13,14項)も、地域別セグメントの識別に際し、資産の所在地と顧客(または市場)の所在地のいずれに基づいて識別することも認めている。

FAS14号(14,69項)は、実務上の負担を考慮して、事業系列別に分解することが実務上実行不可能な在外事業をまとめて単一の事業系列別セグメントとして識別することとし、事業系列別セグメントが全世界ベースで識別されないことを容認している。このような処理については、FAS131号、IAS14号およびわが国基準のいずれにおいても言及されていない。

2. 開示対象セグメントの識別方法

わが国の基準やFAS14号では、事業系列や地域に基づく各種セグメントの識別に際しては、経営の多角化・国際化の実態が適切に反映されるように、さまざまな判断基準が示されている。しかし、いずれの基準も、事業区分や地域区分の最終的な決定は経営者の判断に委ねられている(会計手法Ⅰ(2)①、会計手法・解説Ⅰ1(2)②ウ、会計手法

Ⅱ1、FAS14号12,31,34,83,85項)。わが国の監査委員会報告第53号「セグメント情報の監査に関する実務指針」(開示項目監査要点一覧表)は、開示された事業区分の妥当性を検証する上で、事業区分についての考え方の合理性、事業区分の決定手順、事業区分における恣意性の介入、経営方針や経営組織等との整合性などに留意することを求めている。

FAS131号とIAS14号は、外部報告目的のセグメントの識別に際して、企業の内部組織構造や内部報告制度に注目する、いわゆるマネジメント・アプローチを採用している。しかし、両基準には、開示対象セグメントの識別方法において重大な差異が認められる⁽⁷⁾。FAS131号は、オペレーティング・セグメントの識別に際して、事業系列や地域区分に関わりなく、内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別することを要求している。IAS14号も、企業の内部組織構造や内部報告制度を企業が直面するリスクと収益性の主要な源泉と内容を識別するための基礎とみなし、セグメントの識別に際してそれらに着目することを要求している。しかし、IAS14号(27b,30,32項)は、企業の内部組織構造や内部報告制度が事業系列と地域のいずれにも基づかないならば、企業経営者はさらに組織の下位レベルの内部報告セグメントに着目しながら、最終的に事業系列または地域に基づいてセグメントを識別することを要求している。

わが国の基準、FAS14号およびIAS14号では、事業系列別セグメントに関して、外部から収益を得ていない事業区分を独立のセグメントとして識別することは要求されない(会計手法・解説Ⅰ1(1)、FAS14号10a項、IAS14号39,40,41項)。これに対して、FAS131号(79項)では、収益の大部分あるいはすべてがセグメント間の内部取引からもたらされる事業区分であっても、それがその企業の管理形態であれば、独立のオペレーティング・セグメントとして識別することが要求される。わが国では、垂直的に結合された事業でも、一部でも外部顧客から収益を得ている場合には、独立のセグメントとして識別される可能性がある(会計手法・解説Ⅰ1(1))。FAS14号の場合、このようなケースでもセグメントの識別は要求されないと解される。IAS14号(35項)では、外部顧客からの収益が50%未満のセグメントは開示対象にはならない。また、IAS14号(41項)では、たとえ企業の内部報告制度が垂直的に統合された活動を別個のセグメントとして取り扱っていても、企業がそれらをビジネス・セグメントとして外部に報告することを選択しなかった場合には、売り手と買い手のセグメントを結合することが要求される。

他方、地域別セグメントについては、わが国の場合、外部顧客からの収益が存在せず、地域間の内部振替取引による収益だけが計上される地域区分であっても、独立のセグ

メントとして識別することが求められる。これは、事業活動の地域性を重視するためとされる（会計手法・解説Ⅱ1）。IAS14号（35項）では、異なる地域間で垂直的に結合された事業は、それぞれの地域の外部顧客からの収益が50%未満の場合、地域区分は要求されないと解される。

3. 開示対象セグメントの位置づけ

わが国の基準やFAS14号では、開示対象セグメントはすべて対等に扱われる。これに対して、FAS131号では、オペレーティング・セグメントが基本的なセグメントとされる。オペレーティング・セグメントは企業の内部組織構造に基づいて定義されるため、事業系列または地域区分に一致する場合もあれば、一致しない場合もある。FAS131号（36項）では、オペレーティング・セグメントで提供されない情報を補足するために、全社ベースでの事業系列別や地域別セグメント情報を開示することが要求される。両セグメントには、開示が要求される情報の範囲に差異がある。

IAS14号（26項）の場合も、企業のリスクと収益性の主要な源泉に基づいて、事業系列と地域に基づくセグメントのいずれか一方を基本的報告様式、他方を補足的報告様式で開示することが要求される。いずれのセグメントを基本的報告様式または補足的報告様式で開示するかについては、経営者の判断に委ねられる（IAS14号・15.27b.32項）。両報告様式には、開示される情報の範囲に差異がある。

4. 開示対象セグメントの重要性判定基準

開示対象となる事業系列別セグメントの識別に際しては、各国基準のいずれも、売上高（内部取引高を含む）、営業損益および資産のいずれかが、それぞれの合計額の10%以上であるセグメントの開示が求められる（以下、10%基準と称する）（連規様式第一号・記載上の注意10、FAS14号・15項、FAS131号・18項、IAS14号・35項）。これに対して、所在地別セグメントの識別については、わが国の基準やFAS14号では、売上高（わが国では内部取引高を含み、FAS14号では除く）と資産が10%基準の判定対象とされる（連規様式第二号・記載上の注意8、FAS14号・32.33項）。このため、所在地別セグメントについては、たとえ営業利益や営業損失が10%基準を満たしていても、売上高と資産が全体の10%未満であるセグメントは開示対象としなくてもよいことになる。また、10%基準の判定対象が同じであっても、判定対象となる財務数値の計算に含まれる項目が各国基準や各企業の間で異なっている可能性もある。

IAS14号（69-72項）は、補足的報告様式で開示されるセグメントの識別に際して、外部顧客への売上高と資産の

帳簿価額のいずれかを10%基準の判定対象としている。FAS131号（37項）の場合、全社ベースの事業系列別あるいは地域別セグメントの識別に関して重要性判定基準はみられず、情報開示の実行可能性のみが問われる。ここに情報の開示が実行不可能な場合とは、必要な情報が利用できず、かつそれを作成するためのコストが過大になったであろう場合をいう（FAS131号・23項）。

わが国（連規様式第一号・記載上の注意13）では、事業系列別セグメントについて、売上高（内部取引高を含む）、営業損益および資産のすべてが、全セグメントベースでのそれぞれの合計額の90%を超えるセグメントが存在し、かつ上記の10%基準を満たすセグメントが存在しない場合、当該セグメント情報を開示しないことができる（以下、90%基準と称する）。所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準の判定対象とされる（連規様式第二号・記載上の注意11）。所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準を満たしておれば、たとえ営業利益または営業損失が10%基準を満たすセグメントが存在しても、開示しなくてもよいことになる。FAS14号（20項）では、事業系列別セグメントについて同様な基準がみられるが、FAS14号の所在地別セグメントをはじめ、FAS131号、IAS14号のいずれのセグメントについても90%基準はみられない。

他方、開示対象セグメント数の下限について、FAS14号（17項）は、事業系列別セグメントについて、全開示対象セグメントの外部顧客からの収益合計が、全事業系列別セグメントの外部顧客からの収益合計の75%になるまで、セグメントを追加的に識別することを要求していた。FAS131号（20項）ではオペレーティング・セグメント、IAS14号（37項）では事業系列別と地域別双方のセグメントについて、FAS14号と同様な75%基準がみられる。これに対して、わが国（連規様式第一号・記載上の注意12、連規様式第二号・記載上の注意10）では、事業系列別と所在地別いずれのセグメントについても、開示対象セグメントの売上高（内部取引高を含む）または資産の合計が、全セグメントの売上高（内部取引高を含む）または資産合計のそれぞれ50%以下である場合、その理由等の開示が要求されるに止まる。

5. 開示対象セグメントの財務情報

(1) 各種セグメントでの開示項目

わが国（連規第15条の2第1項、連規様式第一号・記載上の注意2、会計手法I 33）やFAS14号（22-27項）の事業系列別セグメント、およびIAS14号（51,52,55,57,58項）の基本的報告様式で開示される事業系列別セグメントでは、売上高（または収益）、営業損益（または経常損益）、

資産、減価償却費、減耗償却費および繰延資産や無形固定資産の償却費、および資本的支出の金額の開示が要求される。FAS14号(27項)やIAS14号(64,66項)では、持分法適用投資先について、持分法による投資損益および同投資先への投資額などの開示が要求される。IAS14号(56,61項)ではさらに、有形および無形固定資産の償却費以外の重要な非資金的費用でセグメント別損益の計算に含まれる費用の総額や負債の開示が要求される。IAS14号(70項)の補足的報告様式で開示される事業系列別セグメントについては、外部顧客からの収益、資産の帳簿価額の総額、および有形および無形固定資産の当期における取得額の総額の開示が要求される。

わが国(連規第15条の2第2項、連規様式第二号・記載上の注意2)やFAS14号(35項)の所在地別セグメントでは、売上高(または収益)、営業損益(または経常損益)、および資産の開示が要求される。FAS14号は、営業損益に替えて、純利益、または営業損益と純利益の間のその他の収益性の尺度の開示も認めた。IAS14号では、基本的報告様式で開示される地域別セグメントについては、事業系列別セグメントと同じ項目の開示が要求される。IAS14号(69,71,72項)の補足的報告様式で開示される地域別セグメントの場合には、顧客の所在地に基づく地域別セグメントについては外部顧客からの収益、資産の所在地に基づく地域別セグメントについては資産の帳簿価額の総額および有形または無形固定資産の当期における取得額の総額の開示が要求される。

これに対して、FAS131号(27,28項)のオペレーティング・セグメントについては、最高業務意思決定者によって検討される損益と総資産とともに、次の項目がそれらの計算に含まれる場合、別途、開示が要求される。損益に関しては、外部顧客からの収益、セグメント間の内部取引から生ずる収益、受取利息、支払利息、減価償却費、減耗償却費および無形固定資産の償却費、非経常項目、持分法による投資利益、法人税または法人税還付額、異常項目、および上記償却額を除く非現金支出項目、また、資産に関しては、持分法適用会社への投資額、および金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額である。

FAS131号(37項)の全社レベルでの事業系列別セグメントについては、実行不可能でないかぎり、外部顧客からの収益の開示が要求される。FAS131号(38a,38b項)の全社レベルでの地域別セグメントでは、実行不可能でないかぎり、外部顧客からの収益、および金融資産等を除く長期性資産等の開示が要求される。

(2) 収益性に関する情報

収益性の尺度として開示が要求されるセグメント別損益

は、セグメント別収益からセグメント別費用を差し引いて計算される。各国基準で定義される事業系列別および地域別セグメントの収益には、一般に外部顧客への売上からの収益とセグメント間の内部取引から生ずる収益が含まれ、それらは区分して記載することが要求される。わが国(連規様式第一号・記載上の注意5、連規様式第二号・記載上の注意5)の場合、それが困難であれば一括して記載することも認められる。わが国(連規様式第三号・記載上の注意3)の海外売上高やFAS14号(36項)の輸出売上高、FAS131号(37,38a項)の全社ベースの事業系列別および地域別セグメント、およびIAS14号(69a,70a,71項)の補足的報告様式で開示が要求される事業系列別および地域別セグメントの収益は、外部顧客への売上からの収益である。

営業損益については、わが国(連規様式第一号・記載上の注意2、連規様式第二号・記載上の注意2)では、営業損益に替えて経常損益を開示することが認められる。FAS14号(10c項)では、企業外部からの受取利息やセグメント間の売上債権からの受取利息は、その利息が得られる資産がセグメント固有の資産に含まれている場合には、セグメント別収益に含めることが要求される。他のセグメントに対する前渡金や貸付金から得られた利息は、主たる営業活動が財務的性格のセグメントを除き、セグメント別収益には含めないものとされる。また、FAS14号(10d項)では、営業損益を計算する上で、全社レベルの収益、全社的一般経費、支払利息、法人税、持分法による投資損益、異常項目、および少数株主持分等は含めないとしている⁽⁸⁾。これに対して、FAS131号(27項)では、それらの項目は、オペレーティング・セグメントについて、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別損益の計算に含まれる場合、別途、開示が要求される。

IAS14号(16,64項)では、営業の大部分が当該セグメントの範囲内である持分法適用投資先からの持分法による投資損益および比例連結適用会社からの投資損益は、連結ベースの収益に含まれる場合に限り、セグメント別損益の計算に含めることを要求している。異常損益項目、および利息や配当収入等の金融関連の損益は、わが国の基準やFAS14号と同様、セグメント別損益の計算には含まれない(IAS14号16項)。

セグメント別損益は、セグメント別収益から差し引かれる営業費用の大きさによって規定される。各国の基準では、セグメントに直課できない営業費用は、各企業の実情に即した合理的な配賦基準で配賦される(会計手法I2(2)、II2、FAS14号・10d項、FAS131号・29項、IAS14号・16項)。しかし、具体的にどの費目が直課できない費用に属するかは、その企業の固有の事情により異なる。わが国では、全

社の一般経費は、各セグメントに直課できず、かつ各セグメントの受ける便益の程度が直接把握できない営業費用とみなされる。これを各セグメントに配賦するかどうかは企業の判断に委ねられる（(会計手法 I 2(2), II 2, 会計手法・解説 I 2(2), II 2)。これに対して、FAS14号（10d 項）では、経費の性質によって、セグメント関連経費となるかどうかが決まされ、全社的一般経費はセグメント関連経費とはみなされず、配賦計算が行われる余地はないものとみなされる。IAS14号（16 項）は、全社レベルで発生する費用でも、セグメントに関連した経費については、セグメントに直課できるかまたは合理的な基準で配分できる場合にはセグメント別費用とみなしている。いずれの基準でも、使用された配賦基準の開示は要求されない⁽⁹⁾。

(3) 資産に関する情報

わが国では、連結財務諸表に記載された資産は、セグメント固有資産と全社資産に区分される。セグメント固有資産はさらにセグメント専用資産とセグメント共用資産に区分される（会計手法 I 3(2), II 3)。これらの資産には、有形、無形、流動、固定を問わず、すべての資産が含まれる。共用資産は、合理的な基準で各セグメントに配賦することが要求される。この際、貸倒引当金等の評価性引当金も関連資産に対応して配分される（会計手法 I 3(1)）。全社資産は、セグメントへの配分が不能または適当でないなどの理由で、特定のセグメントに配分されなかった資産を意味する。全社資産の識別は経営者の判断に委ねられる（会計手法・解説 I 3(4)）。

わが国の基準（会計手法 I 3(1), 同解説 I 3(2)）、FAS14号（80 項）、および IAS14号（47,48 項）のいずれにおいても、セグメント別資産とセグメント別損益の関連付けが強調される。FAS14号（10e 項）および IAS14号（16 項）は、セグメント別資産の範囲を営業用資産に限定している。したがって、主たる営業活動が財務的性格を有するセグメントを除き、他セグメントへの前渡金や貸付金をセグメント固有資産に含めることは認められない。また、IAS14号（16 項）では、持分法による投資損益や比例連結による投資損益がセグメント別収益に含まれる場合には、持分法適用投資先に対する投資額や比例連結により処理される共同事業体の営業用資産に対する持分をセグメント別資産に含めることが要求される。FAS14号（10d.27c 項）では、持分法による投資損益はセグメント別営業損益の計算には含めないが、事業系列別セグメントに関して、事業が垂直的に結合されている持分法適用投資先については、持分法による投資損益と純資産への投資額を、別途、開示することが求められる。FAS131号（28 項）では、オペレーティング・セグメントに関して、持分法適用会社への投資額や、

金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額が、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別資産の計算に含まれる場合、別途、開示が要求される。

III. セグメント情報を利用した財務分析上の課題

FASB の『財務会計諸概念に関するステートメント第1号 営利企業の財務報告の基本目的』（FASB [1978]）（以下、概念書1号と称する）（34 項）は、営利企業の一般目的外部財務報告の基本目的について、「現在および将来の投資者、債権者その他情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」と述べている。より具体的には、投資者、債権者およびその他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価する上で有用な情報の提供を求めている（概念書1号・37 項）。そのような情報として、稼得利益およびその内訳要素の測定によって提供される企業の業績に関する情報をはじめ、企業の流動性または支払能力を評価するために有用な経済的資源、債務および出資者持分に関する情報をあげている（概念書1号・40-49 項）。セグメント情報の目的に関して、FAS14号（5.56-62 項）と FAS131号（343 項）はいずれも概念書1号と首尾一貫した立場をとっている。本章では、セグメント財務情報を利用した財務分析の視点から、セグメント情報開示基準の課題について検討したいと思う。

末政芳信教授 [1993] は、外部利害関係者の立場から、1977 年から 1991 年までの 17 年間に IBM 社により公表されたセグメント財務情報を用いて詳細な財務分析を試みておられる。ここで使用されたセグメント情報は、主として株主宛年次報告書と SEC への提出が要求される有価証券報告書 Form10-K に記載されているものである。分析対象期間においては、1977 年度を除き、いずれの報告書も FAS14号と Regulation S-K が適用されている。

分析対象期間においては、株主宛年次報告書と Form10-K のいずれにおいても、事業系列別と地域別のセグメント情報の記載順位の変更、名称も含めた事業区分の変更、および地域区分の変更がみられる。開示対象セグメントの変更によって開示項目も変化している。したがって、同一企業内での期間比較を行うに際し、修正再表示された情報をつなぎ合わせる作業が必要となる。この場合、同一年度分の数値が修正再表示される都度変化するため、同一基準に基づく数値を利用した比較は修正再表示される年度分に限定されることになり、4 年を超える長期間比較は困難であった（末政 [1992] p.475.524-525）。末政教授は、1998 年 3 月期から FAS131号に基づくセグメント情報を開示しているソニーの財務分析を試みておられるが、その際も、セグ

メント区分数の変更やセグメント識別可能資産から総資産への変更に伴う具体的数値の差異のために、それ以前のFAS14号に基づくセグメント情報との比較可能性が損なわれている（末政 [1999b] pp.32-33）。

末政教授は、事業系列別と地域別の各セグメントについて、個々のセグメントの独立的評価、各セグメントの全社的業績への貢献度を重視した評価、および全社的な枠組みの中での他のセグメントとの相互依存関係を重視した評価の3つの視点から分析しておられる。ここでは、期間比較上の問題点の他にも、以下に示すようなセグメント情報固有の課題が提示されている。

事業系列別セグメント財務情報による収益性の分析では、他セグメントへの振替高の受入側の情報、すなわち他セグメントからの振替高が開示されていないことが、全社的な枠組みの中でのセグメント間の相互依存関係を重視した評価の妨げとなる。事業系列別セグメント財務情報による資本的支出に関する分析では、セグメント固有資産の内訳、すなわち固定資産と流動資産の区別や償却資産と非償却資産の区別がされていないため、セグメント固有の固定資産残高と固定資産投資額の関係（資本的支出比率）や減価償却費と償却された固定資産の関係に関する分析ができない。事業系列別セグメント財務情報による成長性の分析では、セグメントに配分されない資産が存在するため、各セグメントの固有資産の合計と連結ベースの資産が関係する比率、たとえば、全セグメントベースの固有資産営業利益率と連結ベースの総資産営業利益率や、全セグメントベースの固有資産回転率と連結ベース総資産回転率の、伸び率や成長傾向の関係が不明確になる。また、セグメント固有資産に固定資産以外の資産が含まれるため、減価償却費と固定資産投資額や、固定資産投資額と固有資産残高の、伸び率や成長傾向の関係が不明確になる（末政 [1992] pp.403-409,411,428,436,447-452）。

地域別セグメント情報による収益性の分析では、セグメント固有資産の内訳表示とともに、資本的支出額や減価償却費等の開示の必要性が指摘されている（末政 [1992] p.569）。また、商品の地域間での振替に伴う内部振替損益の実現部分と未実現部分がセグメント別に開示されていないため、セグメントベースの売上高純利益率と連結ベースのセグメント別売上高純利益率の計算構造上の差異を除去することができず、両比率の関係が不明確になる（末政 [1992] p.585）。同様に、セグメント固有資産については、地域間の振替額が地域別に開示されないため、セグメントベースの固有資産回転率と連結ベースのセグメント別固有資産回転率の計算構造上の差異から、両比率の関係が不明確になる（末政 [1992] p.587）。さらに、地域別の減価償却費や営業利益の情報が開示されなかったために、セグメ

ント別売上高に対して減価償却費や営業キャッシュ・フローを関係づけた分析もできない。地域間振替取引について、受入側の情報が開示されないことや、地域間振替に伴う内部振替損益の実現部分と未実現部分が地域別に開示されていないことはまた、全社的な枠組みの中での地域間の相互依存関係を重視した収益性の評価の妨げにもなっている（末政 [1992] p.573,577,580）⁽¹⁰⁾。

IV. セグメント情報の開示状況

Street, et al. [2000] と Herrmann and Thomas [2000] の研究では、FAS131号適用前後の米国企業の財務報告内容が比較検討され、嶺 輝子教授 [2002] の研究では、FAS131号に基づくセグメント情報を提供している日本企業について、同基準適用前後の財務報告内容が比較検討されている。Street, et al.の研究では、U.S. Business Week Global 1000に含まれる米国所在の公開企業480社のうち160社、Herrmann and Thomasの研究では、1998 Fortune 500リストにおける米国最大企業250社のうち100社、そして嶺教授の研究では、2000年3月期において米国基準で連結財務諸表を作成し有価証券報告書に記載している会社25社のうち、FAS131号に基づくセグメント情報を開示している企業10社が調査対象とされた。本章では、これらの研究に基づいて、わが国の基準、FAS14号およびFAS131号に基づくセグメント情報の開示状況について比較検討したいと思う。

1. 開示セグメントの定義

Street, et al. ([2000] pp.267-268) の研究では、FAS131号のもとでオペレーティング・セグメントを事業系列によって定義した企業が106社、地域によって定義した企業が13社、両者の組み合わせによって定義した企業が22社、単一のセグメントで営業活動をしていると主張した企業が19社みられる。FAS14号のもとで単一事業を主張していた企業は160社中78社あり、FAS131号のもとでは、そのうち30社が事業系列、6社が地域、8社が両者の組み合わせによって定義された複数のオペレーティング・セグメントを開示している。残りの34社中19社は、FAS131号に基づき、全社レベルでの事業系列別セグメント情報を開示している。

Herrmann and Thomas ([2000] p.292) の研究では、FAS14号のもとでは、事業系列別セグメント情報のみ開示した企業が13社、地域別セグメント情報のみ開示した企業が20社、両セグメント情報を開示した企業が57社、セグメント情報を開示しなかった企業が10社みられる。FAS131号のもとでは、オペレーティング・セグメントを事業系列によって定義した企業が71社、地域によって定

義した企業が12社、両者の組み合わせによって定義した企業が17社みられ、オペレーティング・セグメント情報を提供しなかった企業はみられない。FAS14号からFAS131号への移行に伴い、セグメントの定義を変更した企業が68社あった。

嶺教授（〔2002〕 pp.24-25）の研究では、FAS14号またはわが国の基準に基づき、事業系列別と地域別双方のセグメント情報を開示した企業が6社、単一事業を理由に地域別セグメント情報のみ開示した企業が4社みられ、単一の地域セグメントで事業活動を行っている会社はみられない。FAS131号のもとでは、オペレーティング・セグメントを事業系列によって定義した企業が7社、地域だけによって定義した企業が2社、事業系列と地域の組み合わせによって定義した企業が1社みられる。FAS131号適用以前に単一事業を理由に地域別セグメント情報だけを開示した企業4社のうち、FAS131号のもとでオペレーティング・セグメントを事業系列によって定義した企業が1社、事業系列と地域の組み合わせによって定義した企業が1社、地域によって定義した企業が2社みられる。オペレーティング・セグメントを地域によって定義した会社2社のうち1社は、全社レベルでは国別のセグメント情報を開示しているが、事業系列別セグメント情報については2社とも開示していない。

2. 開示セグメントの数

Street, et al.（〔2000〕 p.271）の研究では、FAS131号のもとでオペレーティング・セグメントを事業系列だけによって定義している企業106社のうち、FAS14号からFAS131号への移行に伴い事業系列別のセグメント数が増加した企業が55社、減少した企業が6社、セグメント数は変わらないがセグメントの構成内容が変化した企業が12社、セグメント数も構成内容も変化しなかった企業が33社みられる。全体として、セグメント数の平均は2.7から3.7に増加している。

Herrmann and Thomas（〔2000〕 pp.292-294）の研究では、FAS14号のもとで事業系列別セグメント情報を開示した企業70社のセグメント数の平均が3.4に対し、FAS131号のもとでオペレーティング・セグメントを事業系列だけによって定義している企業71社のセグメント数の平均は3.6、地域だけによって定義している企業12社の平均は3.5、事業系列と地域の組み合わせによって定義している企業17社の平均は4.7であった。FAS131号のもとでオペレーティング・セグメント情報を提供している企業全体のセグメント数の平均は3.8であった。

FAS14号のもとで地域別セグメント情報を開示した企業77社の地域別セグメント数の平均が3.0に対し、

FAS131号のもとで全社ベースでの地域別セグメント情報を開示した企業74社の地域別セグメント数の平均は3.3であった。FAS131号のもとで全社ベースで開示された地域別セグメント数が、FAS14号のもとで開示された地域別セグメント数より減少した企業もみられた。全体として、FAS14号からFAS131号への移行に伴って開示されたセグメント数が増加した企業は50社、減少した企業が8社、変化がなかった企業が42社みられる。複数の事業分野で営業活動を行い、かつ顧客および地域に基づく複数の部門からなる組織構造や内部報告制度を有するにもかかわらず、FAS131号のもとで単一のオペレーティング・セグメントを開示している企業もみられた。

嶺教授（〔2002〕 pp.24-25）の研究では、わが国の基準またはFAS14号のもとで事業系列別セグメント情報を開示している企業6社のセグメント数の平均が3.2に対し、FAS131号のもとでオペレーティング・セグメントを事業系列だけによって定義している企業7社のセグメント数の平均は4.4、地域だけによって定義している企業2社の平均は5.0、事業系列と地域の組み合わせによって定義している企業1社のセグメント数は8.0であった。FAS131号のもとでオペレーティング・セグメント情報を提供している企業全体のセグメント数の平均は4.9であった。

FAS14号のもとで地域別セグメント情報を開示した企業10社の地域別セグメント数の平均が4.2に対し、FAS131